中小企業高度化資金貸付規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

規

則

令和元年五月十四日

○宮城県規則第四十九号

(1)

(施行期日

第四条第五項中

「○・五パーセント」を「○・四五パーセント」に改める。

(昭和四十八年宮城県規則第七十号)

の一部を次のように改正する。

則

中小企業高度化資金貸付規則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

発

城

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

2

(経過措置

宮

行

次

目

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

規

則

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 告 示

報

労働委員会

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

正 誤

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示

○宮城県公報第三○四三号 (平成三十一年三月十九日付け)

○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中 ○宮城県公報第三○四四号(平成三十一年三月二十二日付け)

宮

ページ

児童福祉法

(中小企業支援室)

令和元年五月十四日

障害福祉課)

同

事

業

所

番

号

所在地の名称及び

支援の種類指定障害児通所

設置者名

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

四五〇七〇〇四二二

- 二十六 - 百一 名取市増田三丁目十 らいとはうす名取

ル 脱 重発達 支援、

ライトハウス一般社団法人

四平 月成

日子

年

깿

<u>Ŧ</u>.

五〇〇七六三

八十 大崎市古川上中目西 日本

ービス

Y. 株式会社KE

四平 月成

日十

年

 \equiv ○四五二八○○一九六

字松原十三番地 加美郡加美町下狼塚 からん りらん

ービス 放課後等デイサ

レ 動法人アンソ ソ

四平 月成

日干

年

○宮城県告示第四百七十四号

児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、 の規定により告示する 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害 同法第二十一条の五の二十四

令和元年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○四五○五○○四七五	事業所番号
気仙沼市台二百四十スすろーらいふか誤後等デイサービ	所在地の名称及び
ービス 放課後等デイサ	児通所支援の種類廃止する指定障害
ーズコープ 動法人ワーカ	設置者名
月三十日 年四	廃止年月日

1 この規則は、 公布の日から施行する。

けた高度化資金又は機構貸付資金について適用し、 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、 平成三十一年四月一日以後に貸付けの決定を受 同日前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は

機構貸付資金については、なお従前の例による。

示

告

所支援事業者として次のとおり指定したので、 ○宮城県告示第四百七十三号 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一 同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

項に規定する指定障害児通

3号 4	令相 元年	三5月14	· 日 ク	火曜日		宮	城		県	公	報						(2
池 町 江美子 <u>全</u> 組	佐々木 弘 昭 全t 員長	小 出 裕 — 目z 合 2	佐々木 〈 み 富坊	豊田耕史幹	岡 崎 貞 悦 弇城	坂 田 宏 宮坎	水野紀子朝	天 名				令和元年五月十四日	会あっせん員候補者は、次の労働関係調整法(昨和二十	\sim			〇四五二八〇〇一七〇
宮城県労働委員会委員 全労連・全国一般宮城一般労働 組合みやぎ生協支部書記長	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部執行委 員長	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会会長	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部教授	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	現職		宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿			とおりである。		労働委員会	塚字松原十三	M りらん フまりの里
全国生協労働組合連合会女 性部会長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会議 長		弁 護 士	弁 護 士	横浜国立大学経営学部助教 授	東北大学大学院法学研究科 長	主要経歴	(平成31年4月1	: ん員候補者名簿	会長水野	宮城県労働委員会	第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員			ひっせ	ービス 助課後等デイサ 特定非営利活 いむ
平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	平30. 4. 1	委嘱年月日	4月1日現在)		名 子		る宮城県労働委員				三平成三十一日年
四	Ξ	ページ 段		四	四	ページ 段			佐々	E	甲	軍	毎	*	選	bii	ķīj
上	下	段 第		下	上				木	本雅	+#+		藤光	内梁	崎 智	嫐	部康
	ら後 一ろ ○か	二〇四四 一 行 四四号] 	Ξ	一 五	— 行 行 —		_	人 宮城	伸一宮城		明を東がを表します。	芳 宮城	沿 四公駅 路道男	段回返	广 U A 基	拉河東原送北京
に係るものは、次のとおりとする。 間伐その他特別の場合の伐採	にぼ	 · 平成		三 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	柵	(平成三十一年三月十九日			宮城県労働委員会事務局 次長兼審査調整課長	宮城県労働委員会事務局長	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネスサ ボート本部人財部部長	宮城県労働委員会委員	日城県牙側会員会会員 公益財団法人七十七ビジネス振 興財団業務執行理事		宮城県労働委員会委員 UAゼンセン宮城県支部支部長	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委 員長
らとする。	分とする。	日付け け) ー 中		合の伐採	台の伐採	付け) 中 —					東北電力株 所長	東北電力株 所長	株式会社本 員管理本部	株式会社七	株式会社三段表取締役社」	UAゼンセ 部長	
りとする。	と		りとする。	三 間伐に係る森林は、りとする。	三 間伐に係る森林は、	部					東北電力株式会社相双営業 所長	東北電力株式会社天童営業所長	株式会社本山製作所執行役 員管理本部長	株式会社七十七銀行取締役	整河北新報社代	ン山口県支部支	
森林	森林は	誤		林は	綵林は、	誤			平30.	平31.	平30.	平30.	平30.	平30.	平30.	平31.	平30.